

川崎市環境配慮契約推進方針(グリーン契約)の概要

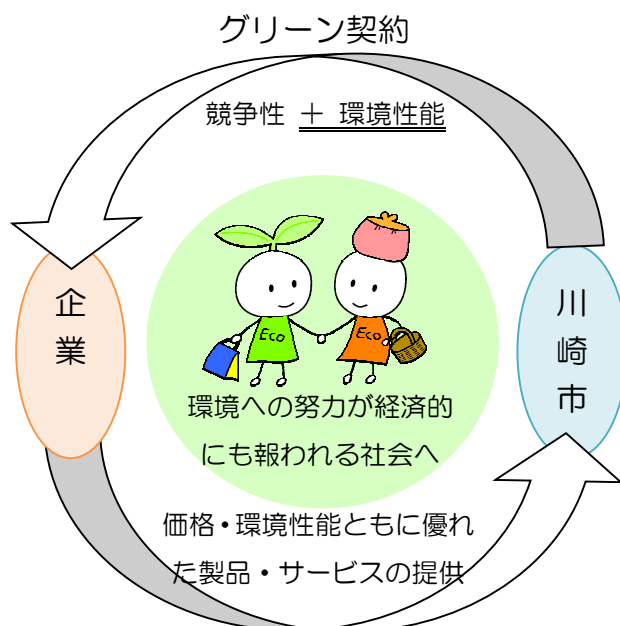
川崎市役所では、平成22年度から、川崎市環境配慮契約推進方針に基づき、市自らが行うすべての契約において、環境に配慮した契約を行うこととしています。

1. 環境配慮契約(グリーン契約)とは

契約を結ぶ際に、競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、最も優れた製品やサービス等を提供する者と契約する仕組みです。

グリーン購入との違いは？

グリーン購入は、製品やサービスを調達する際に、一定水準の環境性能を満たすものを、原則として最低価格落札方式により調達するものです。



2. 目的

市役所の率先取組として、市役所が排出する温室効果ガスを削減するとともに、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる、新しい経済社会の構築を目指しています。

3. 基本的な考え方

市が行うすべての契約において、契約段階で次の環境配慮を行ってください。

- ① 広範な分野での温室効果ガスの削減が図られる契約内容の確保
- ② 入札手続における事業者の環境マネジメントシステム等の取組の評価
- ③ 調達時の要求性能の明確化、情報公開、他の行政目的との調和

4. 重点取組分野

① 電力の購入契約

- ・電気事業者の環境負荷低減の取組を評価し、入札参加資格に反映



③ 省エネルギー改修(ESCO)事業

- ・プロポーザル方式によるESCO事業者の選定



② 自動車の導入に関する契約

- ・ハイブリッド車等を車種指定



④ 建築物に関する契約

- ・環境保全性能の確保
- ・環境配慮型プロポーザルの実施
- ・省エネ・省CO₂化等に係る環境配慮を求めた維持管理



詳しくは、グループウェアかわさきの脱炭素戦略推進室のページをご覧ください。
[ライブラリ](#)>[各課の部屋](#)>[環境局](#)>[脱炭素戦略推進室](#)>[エコオフィス関連資料](#)>[環境配慮契約](#)

問い合わせ：環境局脱炭素戦略推進室環境技術支援担当

外線200-0369 内線29211